

福岡県庁舎議会棟警備及び清掃等業務委託契約書（案）

福岡県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、別紙仕様書（以下「仕様書」という。）により、次のとおり委託契約（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）を締結し、信義に従い、誠実にこれを履行するものとする。

（業務名）

第1条 業務名は、福岡県庁舎議会棟警備及び清掃等業務（以下「業務」という。）とする。

（場所）

第2条 業務を行う場所は、福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁舎議会棟及び敷地とする。

（委託期間）

第3条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。ただし、各会計年度における委託料の年額は、次のとおりとする。

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）	金	円
令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）	金	円
令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）	金	円
令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）	金	円
令和8年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）	金	円

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、福岡県財務規則第170条により減免できるほかこれを徴する。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は代行させてはならない。ただし、甲が特に必要と認め承諾をした場合は、その承諾した業務に限り、第三者に委託することができる。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（業務実施計画）

第8条 乙は、契約締結後速やかに委託期間の最初の月に係る業務実施計画表（様式1）を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

2 乙は、前項の最初の月以外の各月の業務実施計画表（様式1）を当該月の前月の末日までに甲に提出し、その承認を得なければならない。

(基準に不適合の場合)

- 第9条 甲は、乙の業務が仕様書に示すものに適合していないときは、その業務の手直しを命ずることができる。
- 2 乙は、前項の規定による命令があったときは、速やかに仕様書に適合するように手直しを行い、再確認を受けなければならない。この場合における費用は乙の負担とする。

(現場主任者)

- 第10条 乙は、業務員による警備及び清掃業務の技術上の管理をつかさどる専任の現場主任者を置くものとする。
- 2 清掃の現場主任者は、清掃作業監督者、建築物環境衛生管理技術者、その他研修の課目の内容について十分な知識技能を有する者でなければならない。
- 3 乙は、乙が配置した業務従事者の中から現場主任者を定めることができる。

(遵守事項)

- 第11条 乙は、契約締結後速やかに現場主任者及び業務従事者の氏名等を、甲に届け出なければならない。これらを変更しようとする場合も同様とする。
- なお、現場主任者については資格を証明する文書等を提出すること。
- 2 乙は、業務に従事するとき、それぞれの業務従事者であることを明確にするため、業務従事者に対し所定の服を着用させ、常に清潔さを保たせねばならない。
- 3 乙は、業務上引火性の危険物を使用する場合は、事前に甲の承認を得なければならない。
- 4 乙は、業務に必要なない箇所に立ち入ったり、みだりに器物等に手を触れたりしてはならない。
- 5 乙は、業務上知り得た甲の秘密を、第三者に漏らしてはならない。

(個人情報保護)

- 第12条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱い特記事項」を遵守しなければならない。

(業務実施の確認)

- 第13条 乙は、業務実施後、業務日報(様式2、11及び様式12)によって業務実施内容を記録し、甲の確認を受けなければならない。
- 2 乙は、業務日報に基づき、業務月報(様式3及び4)を翌月の10日までに甲に提出し、甲による業務の履行確認を受けなければならない。

(委託料の支払)

- 第14条 委託料は、月払いとする。各会計年度における月払いの額(以下「月額」という。)は、第4条に規定する当該会計年度の委託料の年額に12分の1を乗じて得た額とし、1円未満の端数については、すべて当該会計年度の最初の月の月額に加算するものとする。
- 2 乙は、前条第2項の規定による履行確認を受けたときは、甲が指定する請求書により当該月の月額の支払を甲に請求するものとする。
- 3 甲は、前項の請求書を受理した日から30日以内に、月額を乙に支払うものとする。
- 4 甲は、月の中途において契約の締結又は契約の解除をした場合は、業務を実施した当該月の実日数に応じて日割計算した額を乙に支払うものとする。

(業務の調査)

第15条 甲は、この契約の履行のために必要があると認められるときは、乙の業務の実施状況等について業務の履行場所、乙の事業所等を実地に調査し、所要の報告を求めることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

(甲の措置請求権)

第16条 甲は、現場主任者又は業務従事者が業務の実施について不相当であると認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 甲は、乙によるこの契約の履行が不誠実であると認められるときは、乙に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 乙は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受けた日から10日以内にその結果を甲に通知しなければならない。

(負担区分)

第17条 乙が業務上使用する電気、水道等の使用料金は甲の負担とし、甲が備え付ける物品のうち仕様書に明記されているものは乙に使用させるものとする。その他の材料、機械器具、工具等は、すべて乙の負担とする。

(臨機の措置)

第18条 甲は、緊急に必要な業務が生じたときは、乙に対し、適切な臨機の措置をとることを求めることができる。また、乙は、緊急に必要な業務が生じたときは、適切な臨機の措置を講じなければならない。この場合、乙は、直ちにその措置を遅滞なく甲に報告しなければならない。

2 前項の措置に要した経費のうち委託料に含めることが適当でないと認められる部分の経費については、甲が負担する。

(損害賠償)

第19条 乙は、業務実施に当たり、甲の責めに帰することのできない理由により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負わなければならない。

(仕様変更)

第20条 甲は、仕様書に定める付帯設備、清掃実施場所及び面積に変更があるとき、業務に関連する法令の改正等にともない業務内容を変更する必要があるとき、その他この契約締結後の事情により仕様書の内容を変更する必要があるときは、乙への通知をもって、仕様書を変更することができる。

2 前項の規定に基づき仕様書が変更された場合であって、委託料を変更する必要があるときは、委託料の変更額について甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。

3 乙は、前項の規定により委託料が変更された場合であつて、乙に損害があるときは、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(事情変更による委託料の変更)

第21条 甲又は乙は、この契約締結時において、予期することのできない特別な事情により、日本国内における賃金又は物価に著しい変動を生じ、委託料が著しく不相当となったときは、相手方に対し、委託料の変更を請求することができる。

2 前項の規定に基づき委託料の変更が請求された場合であって、当該請求が妥当と認められるときは、委託料の変更額について、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。

(甲の解除権)

第22条 甲は、乙が次の各号の何れかに該当するときは、乙への事前の通知等を要せずに、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第三者より仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立又は租税公課滞納処分を受けたとき

二 破産、民事再生、会社更生、会社整理若しくは特別清算の申立を受け、又は自らこれを申立てたとき

三 振出した手形、小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき

四 解散、合併、減資又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき

五 監督官庁から営業の停止又は取消等の処分を受けたとき

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 前項各号に定めるもののほか、乙の責めに帰すべき理由により、業務を継続する見込みが明らかにないとき

二 乙の業務が甚だしく不誠実と認められるとき

三 乙にこの契約を確実に履行する意思がないと認められるとき

四 乙がこの契約に違反したとき

3 前2項の規定によらず甲の意思によりこの契約を解除しようとするときは、甲は少なくとも2か月前までに乙に通知するものとする。

4 第1項又は第2項の規定により、甲が、この契約を解除したときは、乙は違約金として、甲が契約を解除した日から10日以内に、委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。この場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、甲に乙に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

5 前項に規定する違約金の徴収は、乙に対する甲の損害賠償の請求を妨げない。

第22条の2 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下同じ。以下これらを「構成員等」という。）となっているとき。

三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

- 四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- 五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- 六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- 七 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- 八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、甲は乙に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 4 第2項に規定する違約金の徴収は、乙に対する甲の損害賠償の請求を妨げない。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

- 第23条 この契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、甲は、この契約を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約が解除された場合であって、乙に損害があるときは、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(乙の解除権)

- 第24条 乙は、次の各号の何れかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- 一 第20条の規定による仕様変更により委託料の年額が3分の2以上減少するとき
 - 二 甲がこの契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となったとき
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、乙に損害があるときは、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(遅滞損害金)

- 第25条 乙は、乙の責めに帰すべき理由により履行期限までに履行しないときは遅滞日数に応じ委託料の年2.5パーセントに相当する額を遅滞損害金として、甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

(業務従事者の規律等)

- 第26条 乙は、業務従事者の身上、風紀、衛生、厚生、福利及び規律の維持等に関しては一切の責めを負う。

(協議)

- 第27条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲（委託者）

福岡県

代表者 福岡県知事 服部 誠太郎

乙（受託者）

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約のによる事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

2 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、責任区分等を明確にし、特定された従事者以外の者が当該個人情報にアクセスすることがないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(安全確保の措置)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所等の特定)

第5 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を補完する場所を明確にし、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

(持出しの禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために必要がある場合を除き、個人情報が記録された資料等を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

(利用及び提供の制限)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該業務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、甲の承諾がある時を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を処理するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従業者への研修)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

(事故報告)

第12 乙は、個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従い、原因究明等必要な措置を講ずるものとする。

(調査)

第13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができるものとする。

(指示及び報告)

第14 甲は、乙がこの契約による事務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(取扱記録の作成)

第15 乙は、個人情報の適切な管理を確保するため、この契約による事務に関して取り扱う個人情報の取扱状況を記録し、甲に報告しなければならない。

(運搬)

第16 乙は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第17 甲は、乙が個人情報特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。